別表十七(三の十一)の表中

控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	を	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	に、	各連結法人の (各連結法
個別控除対象所得税額等相当額の合計額 人の別表十七(三の十二)付表「31」の合計)	を	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の六)付表「31」の合計)	に、	個別控除対象所得税額等相当 (別表十七(三の十二)付表「31」)
額	を	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)		

に改め、同表の記載要領第１号、第三号及び第六号中「別表十七（三の十二）付表」を「別表十七（三の六）付表」に改め、同表を別表十七(三の六)とする。

別表十七(三の十一)付表の表中

適用対象金額 (別表十七(三の八)「26」)	を	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	に、	課税対象金額又は個別課税対 (別表十七(三の八)「28」)
象金額	を	課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	に、	部分適用対象金額 (別表十七(三の九)「7」) 部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の九)「9」)

部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」) 部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)	に、

金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の十)「9」) 金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の十)「11」)	を	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」) 金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)

に改め、同表を別表十七(三の六)付表とし、同表の次に次の四表を加える。